就業規則変更内容

1. **年5日の年次有給休暇の確実な取得　（追加）**

第37条　７

センターは、年次有給休暇が10日以上付与される職員に対し、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させるものとする。

1. **マイナンバーの使用目的　（追加）**

第８条　（６）

　　①センターは、職員及び職員の扶養家族の個人番号は、次の目的で利用する。

（ア）　雇用保険関係届出事務

（イ）　健康保険・厚生年金保険関係届出事務

（ウ）　国民年金第３号被保険者届出事務

（エ）　源泉徴収票及び給与支払報告書作成事務

　　②前項各号に定める個人番号の利用目的に変更がある場合には、速やかに職員に通知する。

1. **【懲戒の方法】の変更**

52条（３）出勤停止は、始末書と取って上で**20日間**以内の出勤停止とし、その間の賃金は支給しない。